

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年4月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域（広域）アフリカ地域における職業訓練・技術教育の広域協力の成果と今後の協力可能性に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業 務 名 称：アフリカ地域（広域）アフリカ地域における職業訓練・技術教育の広域協力の成果と今後の協力可能性に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00118

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 4 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）アフリカ地域における職業訓練・技術教育の広域協力の成果と今後の協力可能性に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月から2026年2月

本件は、履行期間の分割（期分け）を想定しません。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

単年度案件の本件においては、部分払いを想定していません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年4月15日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年4月15日 12時まで
3	質問への回答	2025年4月18日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年4月24日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年5月15日 14時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/m88KbJrrgQ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

- 最も安価な見積額：価格評価点＝100点
それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

サブサハラ・アフリカ諸国は 2000 年代に入って、2014 年まで平均 5.0%を超える GDP 成長率を記録してきている（世界銀行、2000～2014）。しかし、この高い経済成長は、新興国の資源・エネルギー需要の拡大を背景とした資源価格の高騰や資源輸出の伸びによるところが大きく、2009 年のリーマン・ショック、2010 年代以降の中国経済の減速や資源価格の下落を受け、サブサハラ・アフリカの多くの国では 2014 年以降経済成長の鈍化が見られる。このような背景から、サブサハラ・アフリカ諸国では、産業構造を転換し、資源依存型経済からの脱却と第二次・第三次産業の開発を重点政策とする傾向があり、一方で高い人口増加率を背景とした若年層の雇用問題があることから、今後拡大が見込まれる第二次・第三次産業を支える人材の育成が急務の課題となっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により 2020 年には GDP 成長率はマイナス 3.1%と（IMF、2020 年）、1929 年の大恐慌以来の深刻な景気後退に陥った。そのような中、アフリカを含む多くの国では、伝統的な製造業を軸とした産業振興モデルが変化し、デジタル化やグリーン化の加速化が見られ、多様な産業における人材育成が課題となっている。

JICA は途上国の人々の、個人の能力を強化することにより、人々の自立を支援し産業の発展を支えるための人材育成を行うため、職業訓練分野の支援を 1960 年代から開始し、1970 年代より途上国の産業発展を支えるための技術者育成を目的として本格的に実施され始めた。協力の初期には、在職者の技能向上をめざした在職者訓練（in-service training）が協力の中心であったが、1970 年代に入ると未就業者に対する就業前訓練（pre-service training）を対象とした協力が主流となった。さらに、1980 年代に入ると、職業訓練に携わる専門技術に特化した指導員訓練を目的とした協力にその形態が移行した。2000 年代以降は専門技術に特化した協力に加え、生産性向上を目的とした協力も増加した。2010 年代に入ると多様な産業界のニーズに応じた職業訓練プログラムの開発の能力の向上といった協力に焦点を当ててきた。また、教育分野の JICA グローバルアジェンダ（JGA）でも引き続き企業との連携や広域

展開を進めながら、人材の育成に取り組むこととしている。

第2条 調査の目的と範囲

これまでの職業訓練分野の協力の変遷と JGA の位置づけを踏まえ、アフリカ地域における今後の職業訓練分野の協力方針を具体化することを目的として、本情報収集・確認調査を実施する。

第3条 調査実施の留意事項

本調査は、文献レビュー及び現地調査を実施するもの。現地調査内容については、業務計画書を踏まえ、事業実施担当部と合意形成のもと実施すること。また、現地渡航に際しては、第3章1.（7）に記載の通り、各国 JICA 事務所の安全対策措置などの情報を収集の上、行うこと。

第4条 調査の内容

（1） セネガル日本職業訓練センター（CFPT-SJ⁴）で実施されている第三国研修「アフリカ諸国向け職業訓練」の成果・課題・ニーズ分析

CFPT-SJ の第三国研修は 1999 年に開始され、アフリカ地域における職業訓練分野としては唯一の第三国研修として今日まで実施されている。同研修の今後の更なる発展・展開を見据え、これまでの研修実施の成果・課題・ニーズ分析を行う。同分析の結果を踏まえ、JICA による職業訓練分野における協力実績を有する公的な職業訓練機関を地域の拠点校とした広域協力の方針・方向性を提言する。具体的な業務内容は以下の通り。

1) 既存の情報・資料収集、分析

過去に実施された CFPT-SJ における第三国研修に関する公開情報や既存の報告書などを参照し、研修内容等第三国研修で行った介入に係る情報収集と分析を行い、一覧などにまとめる。

2) 現地調査

①追跡調査（最大2か国⁵）

上記（1）1）の情報収集、分析の結果を踏まえ、追跡調査は、オンラインでのインタビューやアンケート調査に加え、セネガル以外に同研修に参加した国⁶の

⁴ Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon

⁵ 選定基準と理由を明確にし、対象国2か国をプロポーザルで提案すること。ただし、コートジボワール国は、別の調査で実施済みのため除く。

⁶ 2024年度対象国は、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア、モーリタニア、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、ジブチ、ガボン、マダガスカル、ニジェール、トーゴ、マリ。

うち 2 か国を対象国として現地調査を実施する。オンラインで実施する追跡調査を含めその調査方法や調査項目詳細については受注者に提案の上、決定すること。

なお、現地調査で実施する追跡調査では、必要に応じて事前に各調査対象国の JICA 事務所へ調査計画書を共有し、事前に必要な情報収集を行い、より効果的・効率的な実施方法を検討すること。想定している調査項目（案）は以下の通り。

- (ア) 研修帰国後の活動状況（所属先機関における研修報告の実施の有無・他の指導員への経験共有・技術共有/指導の実施状況）
- (イ) アクションプランの実施状況と課題
- (ウ) 他の帰国研修員との交流の継続の有無
- (エ) 所属機関の機材整備状況

②セネガルを対象とした調査

第三国研修実施者である CFPT-SJ に対し、第三国研修の内容・成果・課題に関する調査を実施する。

3) 第三国研修の成果・課題・今後の可能性の整理

上記（1）1）から 3）を踏まえ、CFPT-SJ による第三国研修の成果・課題を整理し、今後の協力展開（研修の改善を含む）について提言する。その中で、マリ「バマコ特別区における技術・職業教育校機材整備計画」のように CFPT を通じた支援を活用した協力展開の今後の可能性も検討し、類似のアプローチによる協力展開の可能性を提示する。

なお、「コートジボワール国産業化促進のための人材育成及び関連機材にかかる情報収集・確認調査」（2025 年 2 月）において、コートジボワールの第三国研修参加研修員に対する追跡調査や無償資金協力の検討がなされている。そのため、同調査結果も参照すること。

(2) 広域協力（南南協力）の可能性調査

JICA による職業訓練分野における協力実績を有する公的職業訓練機関によって広域協力（南南協力）が実施された。これらの協力の可能性を調査し、具体的な実施体制・内容・方向性を提案する。

1) 既存の情報・資料収集、分析

本調査においては、第三国研修の実施経験を有するウガンダ「ナカワ職業訓練校」と、ブラジル「全国工業職業訓練機関（SENAI）」との連携経験のあるモザンビークについて既存の文献・資料による概要・成果・課題分析を行う。

2) 現地調査

上記 1) の結果を踏まえた現地調査計画に基づき、ウガンダとモザンビークで今後の協力可能性の検討に向けた現地調査を実施する。

3) 分析・提言

上記1)、2)の調査結果を踏まえ、これまでの南南協力の成果と課題、今後の広域協力可能性を検討し提言する。その中で、上記(1)の調査結果も踏まえ、アフリカ地域において JICA の協力実績のある公的な職業訓練機関を拠点校とした広域協力の方向性を提言する。第三国研修に限らず多様なスキームを活用した方向性を検討すること。

(3) アフリカにおける職業訓練分野の効果的なアプローチの検討

以下に示すレビュー対象案件について、その成果や課題を整理し、今後の類似案件の実施可能性について提言する。

1) 既存の情報・資料収集、分析

下記に示すレビュー対象案件について、既存の文献・資料及びオンラインによるインタビュー調査を基に、協力内容(介入)及びその成果及び課題を整理し、成果発現に至る前提条件(公的な職業訓練機関の役割などを含む)・必要条件を分析する。

2) 協力可能性の提言

上記(3)1)の分析結果及び、アフリカ地域における産業の変化・動向を踏まえ、レビュー対象案件として挙げている4つの分野(ソフトスキル、起業家育成支援、徒弟訓練を通じた職業訓練校の指導員能力強化、職能基準訓練を通じた職業訓練の実施・運営)のニーズ及び協力の可能性を検討し、提言にまとめる。

【レビュー対象案件】

① ソフトスキル(コミュニケーション、カイゼン等)の支援

南アフリカ「技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト」

② 起業家育成支援

ルワンダ「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト」フェーズ1・2

③ 徒弟訓練を通じた職業訓練校の指導員の能力強化

南スーダン「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」フェーズ1・2

④ 職能基準訓練(CBT)を通じた職業訓練の実施・運営改善(ガーナ)

ガーナ「技術教育制度化支援プロジェクト」

第5条 報告書等

業務で作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本業務の成果品は業務完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日（2026年2月下旬を予定）とする。

（1）業務計画書

提出時期：2025年6月下旬

部数：和文1部（簡易製本）、及び電子データ

（2）業務完了報告書（和文、英文各1部）をCD-R形式にて

（3）セネガルCFPTに係る報告書 第4条業務内容（1）のみ仏語1部をCD-R形式にて

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。また、報告書の構成（目次）は事前に事業実施担当部と確認の上、作成すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	追跡調査対象国（2か国）の選定基準、調査項目、実施方法とその調査項目	第4条 調査内容（1）
2	現地調査の実施方法とその調査項目	第4条 調査内容（2）
3	広域協力（南南協力）の可能性調査に係る具体的な調査方法や調査項目	第4条 調査内容（3）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.18 人月

(現地渡航回数：延べ9回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域

2) 語学能力：英語 (フランス語もできることが望ましい)

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野 (内容) との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ (副業務主任) は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「コートジボワール国産業化促進のための人材育成及び関連機材にかかる情報収集・確認調査」(2025年2月)

2) 公開資料

以下が今次調査に関連するプロジェクトの報告書となります。

- [ウガンダ「産業人材育成体制強化支援プロジェクト」](#)
- [モザンビーク「産業人材育成センター能力強化プロジェクト」](#)
- [南アフリカ「技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト」](#)
- [ルワンダ「トゥンバ高等技術専門学校能力強化支援プロジェクトフェーズ2」](#)
- [南スーダン「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2」](#)
- [ガーナ「技術教育制度化支援プロジェクト」](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所や各現地調査対象国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現

地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：産業人材育成、職業訓練分野、事業評価

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、

業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

一度の渡航で複数国への調査を実施することを想定しています。（例：セネガル渡航前後に周辺国の調査を実施するなど）横移動の可能性も含め、効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2